

(案)

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
(仮称) について

答 申

令和 2 年 1 月

京都市環境審議会

第1 はじめに

京都市においては、建設発生土等の土砂による土地の不適正な埋立て等について、これまで宅地造成等規制法等の既存法令に基づき対処されてきました。

しかしながら、大阪・関西万博関連の建設需要や多発する災害からの復旧需要の増大等に伴い土砂発生量の更なる増加が見込まれるため、不適正な土砂等の搬入の増加を警戒するとともに、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を未然に防ぐ対策が必要です。

こうした状況の中、京都府においては、不適正な土地の埋立て等を抑止し、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「府条例」とします。）の一部を改正し、不適正な土砂の搬入等に対する「違反行為の即時中止」や「原状回復の確保」に係る措置の強化を図る見直しが行われたところです。

京都市においても検討が重ねられ、同様の措置を講じることが適切であり、そのためには、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する新たな条例の整備が必要であるとの考えのもと、令和元年11月5日に、京都市長から本審議会に諮問がなされました。

これを受け、本審議会では環境保全基準部会に付議し、検討を進めた結果、建設発生土等による土地の埋立て等に対する抑止力を一層高め、生活環境の保全及び災害の防止を図るための措置を講じることが目的とした「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）」に規定する必要がある項目を条例骨子として取りまとめ、ここに答申するものです。

第2 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）の骨子

1 条例の目的

土砂等による土地の埋立て等について、土地の埋立て等を行う者、本市等の責務を明らかにするとともに、不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止し、もって生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とする。

2 関係者の責務等

土地の埋立て等を行う者、本市等の責務等を明確にするため規定する。

(1) 土地の埋立て等を行う者

土地の埋立て等を行うに当たっては、当該土地の埋立て等を安全に行うことができる土砂等の数量を把握するよう努めなければならない。また、土地の埋立て等を行う土地の区域（以下「埋立て等区域」という。）の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならないこととする。

(2) 土砂等を発生させる者

建設工事に伴う土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合においては、当該土地の埋立て等を行う者により不適正な埋立て等が行われることのないよう努めることとする。

(3) 土砂等を運搬する者

運搬する土砂等により土地の埋立て等が行われる場合においては、当該土地の埋立て等を行う者により不適正な埋立て等が行われることのないよう努めることとする。

(4) 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）

所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう努めなければならないこととするとともに、不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、不適正な埋立て等が是正されるよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(5) 京都市

京都市は、市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な埋立て等が行われないよう必要な施策を実施することとする。また、施策の実施に当たっては、市民と連携してこれを行うこととする。

(6) 市民の協力

市民は、地域の生活環境の保全及び災害の防止に寄与するため、不適正

な埋立て等が行われないよう配慮するとともに、京都市が実施する土地の埋立て等に関する施策に協力することとする。

3 埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止等

生活環境を保全するため、埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止等を規定する。

(1) 埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止

何人も、埋立基準に適合しない土砂等を用いて土地の埋立て等を行ってはならないこととする。

(2) 埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等に対する命令

市長は、(1)に違反して、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等が行われているおそれがあると認められる場合、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の停止等を命じることができることとする。

また、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等が確認された場合は、土地の埋立て等を行う者及び土地の埋立て等を助けた者等(※)に対し、当該土地の埋立て等に供された土砂等の除去等の必要な措置を採ることを命じることができることとする。

※ 土地の埋立て等を行うことを要求した者、依頼した者、唆(そそのか)した者及び助けた者をいう(以下同じ)。

4 土地の埋立て等の許可等

不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止するため、市長許可を受けることの義務付けや、許可基準、許可を受けた者の義務等について規定する。

あわせて、無許可の土地の埋立て等や許可に違反する土地の埋立て等に係る命令等の市長の権限について規定する。

(1) 土地の埋立て等の許可

3,000 m²以上の土地の埋立て等を行おうとする場合は、市長の許可を受けなければならないこととする。

また、3,000 m²未満であっても、当該埋立て等区域に隣接し、又は近接する土地の埋立て等と合算して3,000 m²以上となる場合は許可対象とすることとする。

(2) 土地の埋立て等の許可の基準

(1)の許可の申請が、次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、土地の埋立て等を許可してはならないこととする。

ア 土地の埋立て等に用いる土砂等が埋立基準に適合していること。

- イ 土地の埋立て等の施工計画が技術上の基準(※)に適合していること。
- ウ 土地の埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画がこれに係る基準に適合していること(管理体制等)。
- エ 申請者が京都市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。

※ 土砂等の流出や崩壊といった災害を防止するために満たすべき基準で、宅地造成等規制法による技術的基準に準じて定めるもの。

(3) 許可の条件

市長は、(1)の許可及び(5)の変更の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付することができることとする。

(4) 住民への土地の埋立て等の計画の周知

(1)の許可を受けようとする者は、土地の埋立て等の計画段階において、その計画内容を周辺住民に周知することとする。

(5) 変更の許可

(1)の許可を受けた者は、許可を受けた内容について変更しようとする場合は、市長に許可を受けなければならないこととする(軽微な場合は変更届の提出)。

(6) 土地の埋立て等を行う際の義務等

(1)の許可を受けた者に対して、次のことを義務付けることとする。

- ア 着手の届出
- イ 展開検査
- ウ 土壌調査
- エ 施工管理者の設置
- オ 標識の掲示
- カ 帳簿への記載
- キ 書類の備付け及び閲覧
- ク 完了等の届出

(7) 許可に基づく地位の継承

(1)の許可を受けた者について、相続、合併又は分割があった場合、相続人等は(1)の許可を受けた者の地位を承継することとする。

(8) 無許可の土地の埋立て等や許可に違反する土地の埋立て等に係る命令

市長は、次のことを命じることができることとする。

- ア (1)の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じることができる。
 - (7) (5)の変更の許可を受けずに土地の埋立て等を行ったとき。

(イ) 偽りその他不正の手段により(1)の許可及び(5)の変更の許可を受けたとき。

(ウ) (3)の許可の条件に違反したとき。

イ (1)に違反して土地の埋立て等を行った者（当該者に対し、当該土地の埋立て等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該者が当該土地の埋立て等を行うことを助けた者を含む。）に対し、当該土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に使された土砂等の全部若しくは一部の除去若しくは生活環境の保全若しくは災害の防止のために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

ウ 次のいずれかに該当するときは、(1)の許可を受けた者に対し、(3)により付した条件を変更し、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に使された土砂等の全部若しくは一部の除去若しくは生活環境の保全若しくは災害の防止のために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(7) 土地の埋立て等が3(1)に違反していると認めるとき又は施工計画若しくは埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(イ) 生活環境の保全又は災害の防止のために緊急の必要があると認めるとき。

エ ウ(7)に掲げる場合において、これに該当する土地の埋立て等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該者が当該土地の埋立て等を行うことを助けた者があるときは、その者に対しウの命令を行うことができる。

(9) 許可の取消し

市長は、(1)の許可を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができることとする。

ア (2)のいずれかの許可基準に適合しないとき。

イ (8)ア(7)～(7)のいずれかに該当するとき

ウ (8)ウの命令に違反したとき。

(10) 災害発生のおそれのある土地の埋立て等に対する措置の勧告

何人も、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生するおそれのある土地の埋立て等を行ってはならないこととする。

土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生するおそれのある土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、災害の発生を防止するために必要な措置

を講じなければならないこととする。

また、市長は、一定規模以上（※）で、土砂等の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土地の埋立て等について、次の者に災害発生防止措置等を取るよう勧告することができることとする。

※ 埋立て等区域の面積が 500 m²以上となるもの又は高さ 1 m 以上の崖（勾配が 30 度を超える部分）を生じるもの

ア 土地の埋立て等を行った者及び土地の埋立て等を助けた者等

イ 不適正な埋立て等が行われていることを知りながら必要な是正措置を講じていない土地所有者等

5 土砂等搬入禁止区域の指定

短期間に膨大な量の土砂等が搬入される悪質な事案に対応できるようにするため、市長は、3,000m²以上の土地の埋立て等で、これを継続することにより、土砂の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等区域及びその周辺の土地を、「土砂等搬入禁止区域」に指定できることとし、何人も同区域への土砂等の搬入を行ってはならないこととする。

6 実効性の強化

3～5について、実効性をより確実なものとするため、報告の徴収及び立入検査、公表並びに罰則について規定する。

(1) 報告の徴収及び立入検査

市長は、次の者に対し必要な事項について報告を求めることができることとする。また、市の職員に、土地の埋立て等に関係のある場所への立入り、物件の検査、検査のために必要な限度における土砂等を収去又は関係者への質問をさせることができることとする。

ア 土地の埋立て等を行う者

イ 土砂等を発生させる者

ウ 土砂等を運搬する者

エ 土砂等の発生又は土地の埋立て等に係る土地所有者等

オ その他土地の埋立て等の関係者

(2) 公表

市長は、次の場合にその内容（氏名等を含む。）を公表できることとする。

ア 条例の規定に基づく命令【3(2)、4(8)】、許可の取消し【4(9)】又

はこの条例に違反したことを理由とした市長による告発を行った場合
イ 災害発生のおそれのある土地の埋立て等に対する措置の勧告【4
(10)】を受けた者が勧告に従わない場合

(3) 罰則

無許可行為，命令違反，土砂等搬入禁止区域への土砂等の搬入等の違反行為について罰則を規定することとする。

なお，罰則については，現実にその違反行為をした者のほか，法人にも罰金刑を科すこととする（いわゆる「両罰規定」）。

違反行為の種類	罰 則
無許可埋立て，無許可変更，命令違反	2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
土砂等搬入禁止区域への土砂の搬入	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
報告拒否・虚偽報告，立入検査拒否，妨害等	50 万円以下の罰金
義務違反	30 万円以下の罰金

7 経過措置

施行の際に，既に土地の埋立て等を行っている者に対しては，経過措置を設けることとする。